教育委員会会議　定例会

平成 ３０ 年 ７ 月 １１ 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

１　議　　案

第　１１　号　職員の処分について

第　１２　号　山梨県立高等学校学則・山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

２　報　告　事　項

３　その他報告

（　１１　）　平成３０年度山梨県学力把握調査結果の概要について

議案第　１１　号

職員の処分について　［別途資料配付］

議案第　１２　号

山梨県立高等学校学則・山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

提案理由

平成３１年度から連携型中高一貫教育を実施することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校改革・特別支援教育課

題　　名	山梨県立高等学校学則・山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則
趣　　旨	県立身延高等学校において、連携型中高一貫教育を実施するため所要の改正を行う必要がある。
内　　容	1　規則改正の背景等 ○　平成３０年４月２５日　定例教育委員会において、中高一貫教育の実施を決定。 ○　平成３０年５月１５日　県教育委員会、身延町教育委員会及び南部町教育委員会の３者間で、連携型中高一貫教育の実施に関する協定書を締結した。 ○　学校教育法施行規則第８７条第１項の規定により、山梨県立身延高等学校において、身延町立身延中学校及び南部町立南部中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校との協議に基づき教育課程を定める必要がある。 ○　このため、所用の改正を行う。 2　規則改正の内容 （1）　山梨県立身延高等学校が身延町立身延中学校及び南部町立南部中学校と中高一貫教育を施す旨を定める。（学則） （2）　山梨県立身延高等学校においては連携する身延町立身延中学校及び南部町立南部中学校と協議を経て教育課程を編成する旨を定める。（管理規則）
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県立高等学校学則新旧対照表

新

第一条　山梨県立高等学校（分校を含む。以下「学校」という。）の名称、位置、課程、学科及び修業年限等は別表第一のとおりとする。

第一条の二　第一条に規定する学校のうち、別表第二の上欄に掲げる学校を学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第二項に規定する連携型高等学校（第四条の二において「連携型高等学校」という。）とする。

第二条～第三条　略

第四条　学校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び教育委員会の定める基準に従い、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間により編成する。

第四条の二　別表第二の上欄に掲げる連携型高等学校の教育課程は、前条の規定に加えて、別表第二の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮して編成する。

第五条～第四十一条　略

別表第一　略

別表第二（第一条の二関係）

学校名	中学校名
山梨県立身延高等学校	身延町立身延中学校
	南部町立南部中学校

旧

第一条　山梨県立高等学校（分校を含む。以下「学校」という。）の名称、位置、課程、学科及び修業年限等は別表のとおりとする。

（新設）

第二条～第三条　略

第四条　学校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び教育委員会の定める基準に従い、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間により編成する。

（新設）

第五条～第四十一条　略

別表　略

（新設）

山梨県教育委員会規則第　　号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成　　年　　月　　日

山梨県教育委員会

教育長　　市　　川

満

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　第一条に規定する学校のうち、別表第二の上欄に掲げる学校を学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第二項に規定する連携型高等学校（第四条の2において「連携型高等学校」という。）とする。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　別表第二の上欄に掲げる連携型高等学校の教育課程は、前条の規定に加えて、別表第二の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮して編成する。

「別表」を「別表第一」とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第一条の二関係）

学校名	中学校名
山梨県立身延高等学校	身延町立身延中学校
	南部町立南部中学校

附　則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県立学校管理規則新旧対照表

新	旧
第一条～四条　略	第一条～四条　略
（教育課程の編成） 第五条　学校の教育課程は、学習指導要領並びに教育委員会の定める教育課程の基準により、校長が編成する。	（教育課程の編成） 第五条　学校の教育課程は、学習指導要領並びに教育委員会の定める教育課程の基準により、校長が編成する。
（教育課程の編成の特例） 第五条の二　前条の規定にかかわらず、学校のうち、別に定める連携型高等学校の教育課程を編成するときは、当該高等学校の校長は、あらかじめ別に定める連携型中学校の校長と協議するものとする。	（新設）
第六条～第二十六条　略	第六条～第二十六条　略

山梨県教育委員会規則第　　号

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成　　年　　月　　日

山梨県教育委員会

教育長　　市　川　　満

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（教育課程の編成の特例）

第五条の二　前条の規定にかかわらず、学校のうち、別に定める連携型高等学校の教育課程を編成するときは、当該高等学校の校長は、あらかじめ別に定める連携型中学校の校長と協議するものとする。

附則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

中高一貫教育の実施に係る教育委員会規則の改正

（1）山梨県立身延高等学校が身延町立身延中学校及び南部町立南部中学校と中高一貫教育を施す旨を定める。

・中高一貫教育を行う学校を明記し、教育課程の編成方法を定める必要がある。

山梨県立高等学校学則

県立学校の教育課程等の内容を利用者に対し明らかにすることを主な目的としている。

※修業年限、学年、学期、休業日に関する事項、教育課程及び授業日時数に関する事項等を明記している。

山梨県立学校管理規則

山梨県立学校の管理運営の基本事項に関し定めている。

※教育課程に関し教育委員会と学校との事務分担を明らかにしている。

・協議する責任者を定める必要がある。

（2）山梨県立身延高等学校においては連携する身延町立身延中学校及び南部町立南部中学校と協議を経て教育課程を編成する旨を定める。

※学校教育法施行規則第87条

高等学校においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

その他報告　11

（平成３０年７月１１日　定例教育委員会）

山梨県総合教育センター

件名　平成３０年度山梨県学力把握調査結果の概要について

1　調査の目的

節目の学年における児童生徒の学習の定着状況を把握するため，調査を実施し，結果の分析を通して，早い段階から学習内容の不十分な理解を解消するなど，きめ細かな指導に役立てる。また，授業における指導方法や学校，家庭，地域における学習環境の改善に資する。

本年度は，昨年度に引き続き，授業改善の進捗状況を具体的に把握するために，過去調査（山梨県学力把握調査H23～H29，全国学力・学習状況調査H19～H29）で出題された設問を基に調査問題を作成した。

2　調査の対象等

区　分	小学校第３学年	小学校第５学年	中学校第２学年
対象教科を実施した児童生徒数	６，２２１人	６，５０２人	６，５２０人
対　象　教　科	国語・算数	国語・算数	国語・数学・英語
調査問題の範囲	小学校第２学年までに学習した内容	小学校第４学年までに学習した内容	中学校第１学年までに学習した内容

3　調査の日時

区　分	小学校	中学校
実　施　日	４月１７日（火）	
調査教科（実施時間）	国語（４０分）	国語（４５分）
	算数（４０分）	数学（４５分）
	―	英語（４５分）

4　各教科の主な結果

校種・学年・教科	平均正答数／設問数	H30平均正答率	※過去平均正答率
小・3・国語	18．0／23	78．4%	74．5%
小・3・算数	12．0／16	75．0%	67．1%
小・5・国語	15．4／23	66．9%	64．0%
小・5・算数	11．7／16	73．0%	72．9%
中・2・国語	13．0／21	61．8%	65．5%
中・2・数学	12．0／20	59．9%	50．1%
中・2・英語	21．3／31	68．7%	62．6%

※過去平均正答率；設問ごとの過去の正答率を平均した値

5　全体的な傾向の分析・考察

全体的に改善の傾向が見られる。過去調査より正答率が上昇している設問が数多く見られる一方，経年的に正答率が低い設問や無解答率が高い設問もあり，今後も継続した授業改善への取組が必要である。

・国語では，漢字を読むことについては，学習内容が定着している。一方で，小学校低学年は主語と述語の関係について，小学校高学年・中学校は語句（故事成語，慣用句，熟語等）の使い方について課題が見られる。

・算数・数学では，小学校は計算の技能について，中学校は図形の性質について基本的な学習内容が定着している。一方で，小学校は図形の構成要素や性質の学習内容について，中学校は計算の技能や文字式で表すことについて課題が見られる。

・英語では，小学校外国語活動で慣れ親しんできた表現について学習内容が定着している。一方で，会話文を読み取り，状況に合った英文を書くことについて課題が見られる。

6　授業改善への取組

・教員を対象とした学力向上フォーラム（８月２１日実施）において，分析結果を公表し，本県児童生徒の各種学力調査における成果と課題を共有する。

・指導主事による学校訪問を行い，各学校の取組を把握し，適切な指導を行う。

・分析結果を研修等に反映させ，各学校の授業改善に向けた取組につなげる。